

平成25年3月21日

弁理士 杉村純子

グローバルネットワーク時代への対応と中小企業支援について

1. 研究開発の活性化による技術シーズの促進

我が国の研究開発を活性化させるための環境整備を支援すべきである。

例えば、英国等の諸外国では、特許製品の売上や特許のロイヤリティ収入等の特許関連収益に対し、優遇税率を適用するいわゆるパテントボックス税制の導入が進んでおり、研究開発の現場に対する直接的な支援以外にも国策としての支援措置が講じられている。

我が国においても更なる技術開発を促進し、知財の有効活用を図る目的で、特許関連収益に対する法人税、所得税の優遇税率の導入を検討し、同時に、研究開発費の予算の増大や企業等の研究開発を促進するための税制の見直しを行うべきである。

2. 特許出願の審査手続を、審査の迅速化からユーザー重視へと転換

特許出願の審査手続を、審査の迅速性重視からユーザー重視へと転換するべきである。これまでの施策はF A 1 1達成という審査の迅速性が重視されてきた。その一方で、補正の機会の制限などにおいて、我が国は欧米諸国等に比べて限定的であると言わざるを得ない。

現状の審査等の運用に対しては、一方で、時間をかけて丁寧な審査を行うことがユーザーの便宜にかなうことも事実である。審査の運用を臨機応変なものに改めてより一層のユーザーの利便性向上に努めるべきであり、そのための人財確保を図ることも検討すべきである。

3. 実用新案制度の全面的な見直し

実用新案制度の利用促進を図るべく平成16年に改正が行われたものの、制度の活用は減少している。しかしながら、ここ数年、世界の実用新案登録出願件数は急激に増加しており、とりわけ、中国における実用新案登録出願件数は40万件を超えている。中国の実用新案制度は、日本よりも審査範囲が広く、拒絶理由通知の際に補正も可能であるため、権利化前に権利内容を是正する機会が日本より多い。また、権利内容を変更する訂正については、時期的制限、内容的制限が日本より厳しく定められており、第三者の監視負担が過度なものにならないように工夫されている。

このような海外の現状を斟酌して、我が国においても、中小企業が実用新案制度の活用を図りやすくするための抜本的な見直しに着手すべきである。

4. 意匠制度の全面的な見直し

我が国の意匠出願件数は、韓国の約半分であり、意匠制度の利用が低調である。現在検討されている画面デザインの保護拡張とハーグ条約への加盟のほかに、意匠制度の魅力を高め活用を促進するための制度の全般的な見直しを行うべきである。

5. 商標制度の全面的な見直し

国際的な制度調和を図る観点から、地理的表示の証明商標制度による保護のための制度設計、事後的に識別力を喪失した登録商標の取消・無効審判制度の創設など、商標制度の見直しを行うべきである。

6. 中小・ベンチャー企業の知財支援

(1) 中小・ベンチャー企業への出願等の支援策

中小・ベンチャー企業あるいは個人で出願する発明者に対する支援・助成として、現状でも助成制度が用意されている。しかしながら、米国のような分かりやすく簡易な手続きによる審査請求料のさらなる減免や、知的財産権取得費用についての損金処理などの優遇措置の導入を検討すべきである。

(2) 知財に係るワンストップサービスの提供

中小企業等が知的財産に関して相談する相手は圧倒的に弁理士である。その相談内容は、単に特許や商標というものではなく、中小企業自らが把握できないほど渾然とした事案であり、様々な知財に関する権利関係が複雑に入り組んでいるのが現実である。このような中小企業のニーズをワンストップで対応し、有益な知財戦略を立案していくためには、弁理士法に規定されている弁理士の業務範囲の見直しを行うことが不可欠である。

7. 秘匿特権が認められやすくなるための措置の構築

現在、諸外国の裁判において日本の弁理士に秘匿特権が認められるかどうかは、定かではなく、また、民事訴訟法においても、弁理士が作成した鑑定等の文章を依頼者が所持していた場合に依頼者が提出を拒否できることまでは明記されていないため、日本の弁理士に秘匿特権が確実にあるとまでは明確にされていないのが現状である。我が国の企業が海外で訴訟に巻き込まれた際に、弁理士と顧客との間で交わされた文書等に秘匿特権が認められない場合には、企業の事業活動に多大な影響が及ぶことになる。特に、中小企業においては、海外での事業展開を断念せざるを得ない状況なることも危惧され

る。このような曖昧な状況では、顧客は安心して弁理士に相談することもできず、知的財産制度を活用する上での大きな障害となる。

このため、コモンローの諸外国における知財訴訟において、弁理士と依頼者との間で交わした文書及び弁理士が作成した文書を、依頼者が所持していた場合であってもこれらの文書が開示免除と認められやすくなるための措置を講じる必要がある。

8. 弁理士試験制度の見直し

「知的財産人材育成総合戦略（2006年）」に沿って、我が国の知財人口の倍増が図られた結果、弁理士試験合格者数の急激な増加が生じた。その結果、試験合格までの実務経験年数が短くなると共に、合格者数増加による特許事務所など受け入れ先におけるOJTのキャパシティ超過を生じ、社会が弁理士に期待する実務能力を実践の場で涵養する機会の減少を招いている。また、弁理士試験に合格しながら弁理士として登録しない者や、登録しても業務を行う機会が得られないために登録を抹消する弁理士が増加しており、我が国の知財人財の損失を招いている。

このような状況が続く限り、弁理士という職業に対する魅力は低下の一途をたどり、優秀な人材が弁理士を目指さなくなってしまうと共に、中小企業が求める様々なニーズに対応できる弁理士を多数育成していくことは困難となってしまう危険性がある。社会が弁理士に期待するサービスを的確に提供していくためには、合格者の数よりも質に重点を置いた弁理士試験制度の改革が求められる。

以上